

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年7月までの期間及び7年7月から8年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から同年7月まで
② 平成7年7月から8年11月まで

申立期間①は、会社を辞めた後、母親から、「国民年金の加入手続きをしておきなさい。」と言われていたので、市役所で加入手続きを行い、毎月、市役所に国民年金保険料を支払に行っていた。

申立期間②は、腰痛が悪化して治療のために会社を辞め、市役所で国民年金の加入手続きを行い、毎月、市役所に国民年金保険料を支払に行っていた。

申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、申立人が居住する市において国民年金の加入手続きを行ったと申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成11年1月5日付けで前住所地から現住所地に住所が変更され、同日付けで現住所地において国民年金に加入していることが確認でき、この時点まで、申立人は現住所地において国民年金の加入手続きを行うことができず、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、申立人が居住する市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人が、毎月、納付書に

よらず現金のみで納付したとする納付方法は、当時の納付方法と相違するなど、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から25年3月まで

申立期間において、A工事現場で、コンクリートの型枠パネルの設置作業を行っていた。現場事務所の名称は忘れたが、申立期間においては厚生年金保険に加入していたと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社C事業所に勤務していたことは、申立人が具体的に記憶している工事現場の状況が、当時同事業所に勤務していた社員及び工事が行われていた地区住民の証言と一致することから、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、B社は、「当社の社員名簿の中に申立人の氏名が無いため、当社で厚生年金保険に加入しておらず、当社の正社員ではない。」と回答しており、同社から提出されたC事業所の社員名簿の中に、申立人の氏名は確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時、A工事現場で、コンクリートパネルの設置作業を行っていた。」と述べているところ、B社は、申立期間当時の作業所での作業員の採用方法及び厚生年金保険への加入状況について、「作業所では現場係採用制を採っており、現場係が作業員を採用していた。作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している上、同社C事業所に申立期間当時勤務し、同事業所の社員名簿に氏名が記載されている社員は、「現場係の3人がそれぞれ100人ぐらいの作業員を雇っていた。作業員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言しており、同社は、申立人については作業員であったことから、厚生年金保険に加入させていな

かった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人がB社C事業所で勤務することを勧めてくれた者は、既に死亡している上、申立人は同僚を覚えておらず、同事業所から厚生年金保険料を控除されていたことについて証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 16 日から 44 年 4 月 1 日まで
申立期間当時、A社B支社（現在は、C社）のD事業所で臨時雇用員として勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社B支社で臨時雇用員として勤務していたことは、同事業所から提出された履歴票により確認できる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時の資料が無く、当時の状況は不明だが、申立期間当時、臨時雇用員として勤務し、かつ勤務日数等の条件を満たしていれば、厚生年金保険に加入させていたようである。」と回答している。

また、A社に臨時雇用員として勤務する者等の社会保険の取扱い等について規定している「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」によると、健康保険及び厚生年金保険の被保険者の範囲については、「2か月以内の期間を定めて使用される者であって、所定の期間をこえて引き続き使用された場合」と規定されているところ、申立人と同様に昭和44年4月1日にA社共済組合の被保険者資格を取得した同僚2人は、臨時雇用員として勤務を開始した2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが当該2人の履歴票により確認できるが、申立人は、臨時雇用員として勤務を開始した43年11月及び同年12月の勤務日数は、25日及び22日であったものの、臨時雇用員期間の3か月目である44年1月の勤務日数は7日と少なくなっていることが申立人に係る履歴票により確認でき、厚生年金保険の被保険者としての要件を満たしていなかったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、他の事業所において、厚生年金被保険者資格を喪失し、その直後にA社B支社において被保険者資格を取得した同僚の8人は、同支社において被保険者資格を取得するまでに、2か月から8か月の厚生年金保険の未加入期間があることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間においてA社B支社から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない上、申立期間に係る同支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。